

審査項目と配点

審査の基準	審査項目	審査内容	事業提案の項目	配点
事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること	施設の平等な利用の確保	施設の利用に関し、公平性を維持する考え方と方策をもっているか。 苦情受付の体制等、利用者とのトラブルの未然防止の体制等、適切に対応ができるか。	申請の理由 目的苦情対応の考え方	5
	施設の基本的な運営方針	施設の設置目的や市の運営方針にあった理念・運営方針を持っているか。 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。 市への協力や地域や関連団体との連携が図れる計画となっているか。	施設運営についての基本方針 スポーツ推進についての基本方針 施設維持管理についての基本方針	5
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	利用促進、利用者増への取り組み	開館時間・休館日等、利用料金の考え方と計画は、利用しやすい設定をしているか。 確実な稼働率計画や適切なPR活動により、効率的かつ効果的な管理運営を実施できるか。 利用者の増加による収支状況の改善に向けた提案がなされているか。	開館時間・休館日等、利用料金の考え方と計画 施設のPRや情報提供についての考え方と方法 年間事業計画の理念・内容 利用促進、利用者増に対する設定目標と実現方法	10
	利用者に対するサービスの向上	利用者本位の柔軟なサービスが提供される提案か。 サービス向上を実現するために、具体的な計画が提案されているか。 利用者意見の把握とその反映方法は適切か。 事故防止対策や緊急時の対応など、適切な危機管理体制が講じられているか。	利用者支援・サービス水準の維持向上についての計画 利用者満足度・利用者ニーズの把握と反映方法 危機管理体制	10
	スポーツ推進事業の提案	施設の設置目的や市の運営方針にあったスポーツ推進事業計画となっているか。 事業の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか。(スポーツ推進のための具体的提案、独自性・独創性・実現性、熱意・意欲等)	スポーツ推進事業の事業計画 トレーニング室の利用方針	10
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理手法及び維持管理体制が明確であり、安全で安定的・効率的な施設管理の提案がなされているか。 清掃・植栽業務の計画は、効果的・効率的であり、環境への配慮がなされているか。 施設の安全管理への配慮が具体的であり、適切な保安・警備の提案となっているか。	施設・設備及び備品の維持管理の事業計画 清掃・植栽業務の事業計画と環境への配慮 保安・警備業務の事業計画	15
事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	指定管理料	指定管理料は適正であるか。(提案価格が、指定管理料の「上限額を超えたとき」は失格。) 提案価格の評価点数＝(申請者内での最低価格／評価対象者の提案価格)× 提案価格の配点	提案価格に対する評価点数	15
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収支計画は適正かつ実現可能なものか。 経費縮減のための工夫がなされるなど、効率的な管理の仕組みが提案されているか。	収支計画書	5
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎があること	安定的な運営が可能となる人的能力及び雇用・労働条件	施設の管理を行うにあたり、適切な雇用計画・人員配置が提案されているか。 職員の採用・確保の方策は適切か。 職員の教育・研修の実施など、資質向上の提案がなされているか。	業務体制の考え方と雇用計画 職員の指導育成、研修の考え方と計画	15
	安定的な運営が可能となる経理的基礎	経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。 (持ち株会社等の企業形態の法人等は、企業グループ全体での資金調達手段・財政基盤を含む。)	過去の決算(収支)状況 財務諸表等	10
	類似施設の運営実績	類似施設の管理運営に実績があり、良好な運営実績か。	スポーツ施設等の管理運営の実績	5
コンプライアンス、個人情報保護、管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置が講じられていること		関係法令の遵守や守秘義務の徹底、個人情報保護及び情報公開に関する適切な体制が確保されているか。	コンプライアンス、個人情報保護及び情報公開の体制	5
市内業者との契約、及び個人の雇用計画について		具体的な事業者名の記載があるか。 具体的な雇用人数の計画があるか。	施設維持管理についての基本方針 業務体制の考え方と雇用計画	15
合 計				125

※「指定管理料」の評価について

積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合は、失格とします。

また、積算に重大な誤りは無く、提案額に信憑性があり失格には至らないものの、積算の内容では、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障を来たすおそれが極めて高い場合、「指定管理料」の評価はしません。